

ギャンブル等依存症対策基本法概要

重点番号22：都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の医療計画との一体的策定及び計画期間の見直し（内閣官房）

1 目的

ギャンブル等依存症は、①本人・家族の日常生活・社会生活に支障を生じさせるものであり、
②多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の重大な社会問題を生じさせている
ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、
もって①国民の健全な生活の確保を図るとともに、②国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与

2 定義

ギャンブル等依存症：ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態

3 基本理念

- ① ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように支援
- ② 多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携を図られるよう、必要な配慮

4 アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮

アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図られるよう、必要な配慮

5 責務

国・地方公共団体・関係事業者・国民・ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務を規定

6 ギャンブル等依存症問題啓発週間

国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）を設定

* ギャンブル等依存症問題：ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題

7 法制上の措置等

政府にギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上・財政上の措置等の措置を講ずる義務

8 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

- ① **ギャンブル等依存症対策推進基本計画**：政府に策定義務（少なくとも3年ごとに見直しを検討）
 - ② **都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画**：都道府県に策定の努力義務（少なくとも3年ごとに見直しを検討）
- * ②については、医療計画・都道府県健康増進計画・都道府県アルコール健康障害対策推進計画等との調和が必要

9 基本的施策

- ① 教育の振興等
- ② ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施
- ③ 医療提供体制の整備
- ④ 相談支援等
- ⑤ 社会復帰の支援
- ⑥ 民間団体の活動に対する支援
- ⑦ 連携協力体制の整備
- ⑧ 人材の確保等
- ⑨ 調査研究の推進等
- ⑩ 実態調査（3年ごと）

10 ギャンブル等依存症対策推進本部

内閣に、内閣官房長官を本部長とする**ギャンブル等依存症対策推進本部**を設置
所掌事務：①基本計画の案の作成・実施の推進、②基本計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価等

11 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議

本部に、**ギャンブル等依存症対策推進関係者会議**を設置
委員：ギャンブル等依存症である者等・その家族を代表する者・関係事業者・有識者のうちから内閣総理大臣が任命（20人以内）
所掌事務：本部による①基本計画の案の作成、②施策の実施状況の評価結果の取りまとめの際に、意見を述べる

※ 施行期日：公布の日から起算して3月を超えない範囲内

※ 検討：① 本部については、施行後5年を目途として総合的に検討

② ①のほか、本法の規定全般については、施行後3年を目途として検討

ギャンブル等依存症対策推進基本計画(令和4年変更)【概要】

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

I ギャンブル等依存症問題の現状

- 国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合:成人の2.2% (令和2年度独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター調査結果)

II ギャンブル等依存症対策の基本理念等

- 発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援
- 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮
- アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項

- 推進体制:ギャンブル等依存症対策推進本部(本部長:内閣官房長官)
- 基本的な考え方

PDCAサイクルによる
計画的な不断の取組の推進

多機関の連携・協力による
総合的な取組の推進

重層的かつ多段階的な
取組の推進

IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について

- ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日～20日)における積極的な広報活動の実施
- 政府においては、全都道府県が速やかに推進計画を策定するよう促進

第二章 取り組むべき具体的施策(主なもの)

I 関係事業者の取組:基本法第15条関係

広告宣伝の在り方	・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の取組を推進 [公営競技・ぱちんこ] ・SNSなどの各種媒体を効果的に活用した普及啓発活動の推進 [公営競技・ぱちんこ]
アクセス制限 ・ 施設内の取組	・インターネット投票におけるアクセス制限の強化(購入限度額の設定、視覚的に訴える新たな表示方法の導入) [公営競技] ・自己申告・家族申告プログラムの運用改善と利用促進に向けた広報の強化 [ぱちんこ] ・20歳未満の者の投票券の購入禁止の強化 [公営競技] 18歳未満の可能性のある者に対する年齢確認の徹底 [ぱちんこ] ・施設内・営業所内のATM等の撤去等 [公営競技・ぱちんこ]
相談・治療に つなげる取組	・自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援 [公営競技:補助事業の公募開始(令和3年度～)/ぱちんこ:平成31年度から開始、実績を毎年度公表] ・事業者が設置・運営している相談体制の強化 [公営競技・ぱちんこ]
依存症対策の 体制整備	・従業員教育の推進、ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化 [公営競技] ・ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程に基づいた取組の推進 [ぱちんこ] ・「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による依存防止対策の強化 [ぱちんこ] ・地域連携の強化 [ぱちんこ]

II 予防教育・普及啓発:基本法第14条関係

- 効果的な普及啓発の検討及び実施 [内閣官房]
- 依存症の理解を深めるための普及啓発 [厚労省]
- 消費者向けの総合的な情報提供及び地域における普及啓発の支援 [消費者庁]
- 青少年等に対する普及啓発の推進 [消費者庁・文部科学省]
- 学校教育における指導の充実、各地域の社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進 [文科省]
- 金融経済教育における啓発 [金融庁]
- 産業保健総合支援センター等を通じた職場における普及啓発の推進 [厚労省]

III 依存症対策の基盤整備・様々な支援:基本法第16～21条関係

連携協力体制の 構築及び包括的 な支援	・各地域の包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現 [関係省庁] ・都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進 [内閣官房]
相談支援・治療支援	・都道府県・政令指定都市における相談体制の充実 [厚労省] ・ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化 [関係省庁] ・婦人相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者等における支援強化 [厚労省] ・消費生活相談への的確な対応の確保に向けた地方公共団体に対する支援 [消費者庁] ・多重債務相談窓口・日本司法支援センターにおける相談体制の強化 [金融庁・法務省] ・相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成 [法務省] ・全都道府県・政令指定都市における専門医療機関及び治療拠点機関の早期整備 [厚労省]
民間団体支援	・自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動支援及び連携した普及啓発 [厚労省] ・自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援(再掲) [公営競技・ぱちんこ]
社会復帰支援	・ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援 [厚労省] ・ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援 [法務省] ・受刑者・保護観察対象者等に対する就労支援の充実 [法務省]
人材の確保	・医師臨床研修の実施 [厚労省]、医学部における教育の充実 [文科省] ・保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の養成 [厚労省] ・刑事施設職員、更生保護官署職員の育成 [法務省]

IV 調査研究・実態調査:基本法第22・23条関係

- 精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握 [厚労省]
- ギャンブル等依存症が児童虐待に及ぼす影響の調査・検討 [厚労省]
- ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に対する教育状況等についての実態把握 [法務省]
- 海外競馬の依存症対策に係る調査 [競馬]
- 相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握 [公営競技・ぱちんこ]

V 多重債務問題等への取組

- 貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び的確な周知の実施 [金融庁]
- 違法に行われるギャンブル等の取締りの強化 [警察庁]